

議案第17号

指定重要文化財の指定について

次の文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

令和4年3月3日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

種別	名称	数量	所在地地番及び所有者
有形文化財 (絵画)	絹本著色 天神像	1 幅	久里浜 5 丁目 1580 番 天神社
有形文化財 (考古資料)	蓼原東遺跡出土の 漁撈具及び関連資 料	一括	深田台 95 番 1 横須賀市

(提案理由)

文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、指定重要文化財として指定するため。

(参照)

文化財保護条例抜粋

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、次に掲げるものをいう。

(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(4) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条第1号及び第2号の文化財を指定重要文化財として、同条第3号の文化財を指定重要民俗文化財として、同条第4号の文化財を指定史跡、指定名勝又は指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）として指定することができる。

2 前項の指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。